

ているとの説明をうけた。現状では担当者が連絡のつく債務者もしくは連帯債務者に対して面談や催告を行い地道に回収を図っているが、状況が改善する見込みは低いと思われる。

②貸付の審査について

ア. 申請書の審査について

農業改良資金事務取扱要領によれば、農林水産事務所長は申請書の内容について以下の事項を審査することとされている。

- ・提出された書類が定められた様式によって整っているか
- ・申請書の要件及び貸付の条件に適合しているか
- ・連帯債務者及び担保等が適正であるか
- ・その他農林水産事務所長が必要と認める事項

旧北地方農林水産事務所及び旧西地方農林水産事務所については、上記の農林水産事務所長による審査が行なわれたことが記録として残されていなかった。連帯債務者及び担保等重要な形式要件も含まれており、審査は申請書を目で確認するだけでなく記録として残すべきではないだろう。最低でもチェックリストを作成してチェックマークをつけるべきである。民間の金融機関であれば、形式要件のチェック漏れにより債権が保全されない事態となれば重大な問題となる。

イ. 特別融資制度推進会議及び審査会

本事業においては、市町村が主催する特別融資制度推進会議（以下「推進会議」と称す）と各地方農林水産事務所が主催する審査会との2段階の審査体制が制定されている。推進会議と審査会は連続して行なわれており参加者も重複しているが、形式上は別組織であり審査項目も別であることから、本来記録はそれぞれについて残す必要がある。一方についての省略は望ましいことではない。旧西地方農林水産事務所については推進会議の記録がなかった。

③農業改良資金貸付金特別会計について

農業改良資金貸付金と就農支援資金貸付金（表番号 12）は、2つを合わせて農業改良資金貸付金特別会計で処理されている。当該特別会計について気がついた事項は以下のとおりである。

ア. 資金造成額について

本特別会計に係る平成16年度収支決算は以下のとおりである。

(貸付事業支出の部)		(貸付事業収入の部)	
1.貸付金	30,250,000 円	1.貸付金償還額	229,958,140 円
2.自主納付金 (国庫返済)	203,857,289 円	2.業務勘定からの繰入金	142,789 円
3.一般会計繰戻金	101,929,558 円	3.前年度繰越金	363,644,058 円
4.次年度繰越金	257,708,140 円		

次年度繰越金は平成17年度の資金造成額の一部である。当該金額は、平成17年度の貸付金枠の20%しか使用できず、残額の3分の2を国庫返済、3分の1を一般会計に繰戻すことになる。直近の貸付実行額の推移を検討すると、次年度繰越金は徐々に減少していくと思われる。

イ. 事務費について

業務勘定の平成16年度収支決算は以下のとおりである。

1.事務費	6,380,886 円	1.果費	4,321,000 円
2.支払利息	142,789 円	2.預金利息	95,993 円
3.次年度繰越金	5,555,321 円	3.違約金	674,311 円
		4.前年度繰越金	6,987,692 円

利子収入は造成資金によるものである。本貸付は無利子であること及び造成資金が徐々に減少していくことに鑑みれば、本貸付は果費の持ち出しが避けられない仕組みとなっている。

事務費の内訳は以下のとおり。

委託料	3,530,652 円
備品購入費	153,247 円
旅費	259,558 円
需用費	83,203 円
役員費	6,159 円
農林水産事務所の経費	2,348,067 円
事務費合計	6,380,886 円

1)委託料について

委託料は農業改良資金協会（以下「協会」と称す）と青森県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」と称す）及び貸付残高のある各農協に貸付に関する事務を委託し

ていることによるものである。協会は昭和44年に、農業改良資金の貸付枠が増大及び複雑化を背景に、各都道府県の資金管理事務について電子計算機による機械処理方式を採用したものである。当該方式は全国統一的に実施することが望ましいとして、協会に対する資金管理事務の委託が始まった。当該委託契約は就農支援資金の委託を含む。一方、県信連及び各農協は債権の保全及び取立てに関する事務を受託している。

2) 農林水産事務所の経費について

農林水産事務所別の明細は以下のとおりであった。

	中南	東	西	北	下北	上北	三戸
旅費	200,536	100,000	238,000	205,251	203,000	238,000	203,000
需用費	134,000	82,280	114,000	114,000	74,000	134,000	114,000
役務費	42,000	26,000	34,000	34,000	0	24,000	34,000
合計	376,536	208,280	386,000	353,251	277,000	396,000	351,000
貸付実績	1件	0件	1件	2件	0件	0件	5件

(単位：円)

(注) 西農林水産事務所と北農林水産事務所は17年度より統合している。

旅費は担当者の研修に要する旅費である。

本事業は貸付勘定及び業務勘定とも特別会計に計上されている。特別会計で処理される以上、本事業にかかわる経費のみを特別会計に計上するべきである。需用費はコピー代や電話料等であるが、本事業に帰属する使用料を厳密に測定することが困難であることから、予算の枠内で付替えが行なわれているのが現状のようである。

なお、就農支援資金貸付金に関する貸付事務は社団法人青い森農林振興公社で行っており、特別会計の事務費からは支出されていない。

3. 林業・木材産業改善資金貸付金 (表番号5)

(1) 貸付金の概要

林業従事者に対して、林業・木材産業改善資金の貸付を行い、林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大ならびに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする無利子の貸付である。貸付実行額及び貸付金残高の最近年度における推移は以下のとおりである。

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
貸付実行額	50,578	78,300	50,950	19,000	73,776
貸付金残高	506,478	430,502	367,981	308,028	311,328

(単位：千円)

平成8年度の貸付実行額は330,886千円(貸付金残高1,295,765千円)、平成9年度の貸付実行額は349,938千円(貸付金残高1,220,791千円)であったが、その後資金需要は低迷している。

(2) 監査の結果

貸付にかかわる一連の事務手続について問題はない。

(意見)

① 資金造成額について

本貸付金は、林業・木材産業改善資金貸付金特別会計で処理されている。特別会計に係る貸借対照表は以下のとおりである。

(貸付勘定借方)		(貸付勘定貸方)	
1. 預金	936,651,356 円	1. 一般会計受入金	395,587,000 円
2. 貸付金	311,328,450 円	2. 国庫受入金	791,163,000 円
		3. 業務勘定より受入金	61,229,806 円
(業務勘定借方)		(業務勘定貸方)	
1. 預金	4,220,041 円	1. 前年度繰越金	5,653,986 円
		2. 当年度利益	△1,483,945 円

貸借対照表に計上されている「預金 936,651,356 円」は平成17年度以降の貸付金原資となる。直近5年間の貸付実行額の推移を検討すると、当該約9.3億円もの預金は必要ないものと考えられる。県は平成17年度において4.5億円(内訳：国庫3億円及

び県一般会計1.5億円の返済を行ったが、今後の貸付償還額が資金造成額に充当されることを考慮すると、林野庁との事前協議は必要であるものの、更に国庫及び一般会計への戻入の余地があると考えられる。

②事務費について

本特別会計に係る損益計算書は以下のとおりである。

1.管理費	280,572 円	1.利子収入	184,595 円
2.事務委託手数料	1,673,673 円	2.違約金収入	335,704 円
3.当年度利益	△1,433,945 円		

利子収入は造成資金によるものである。本貸付は無利子であること及び造成資金の過大積立ては解消すべきことに鑑みれば、本貸付は県費の持ち出しが避けられない仕組みとなっている。

③延滞債権の管理について

本貸付金に関する延滞額の推移は以下のとおりである。

	(単位：千円)				
平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
120,046	131,343	137,455	131,499	135,766	

延滞債権の中には相当古くから残っており(調定年度が昭和の案件数68件に係る債権金額34,085千円)、回収可能性に疑問のあるものもある。

延滞債権は国の補助部分もあることから、現行法上償還免除はできない仕組みとなっているとの説明をうけた。現状では担当者が連絡のつく債務者もしくは連帯債務者に対して面談や催告を行ない地道に回収を図っているが、状況が改善する見込みは低いと思われる。

④貸付の審査について

平成16年3月17日に貸付決定したが、事業者がしいたけ栽培用パイプハウスを建設しないため、実行後すぐに全額期限前償還を求めた案件がある。当該貸出金10,000,000円は、期限前償還期日の平成16年7月1日に返済されず、現在、県は簡易裁判所へ支払命令申立を行うべく準備中である。

当該案件については借入申込人が個人であるという理由で決算書など返済能力を確認する資料を入手していなかった。

貸付の審査については、青森県林業・木材産業改善資金運営協議会(以下「協議会」と称す)が「貸付の適否について、林業・木材産業振興上の見地等から意見を述べる」とこととされている。協議会の構成員は農林水産事務所の職員、市町村林業担当職員、林業・木材産業団体職員であるが、法人個人を問わず資金繰りを検討する審査は行われていない。法人の場合は決算書を入手しているが、個人事業主(白色)の場合には、返済能力を証明する資料を入手していない。

本件は事前審査が不十分であったことによる債権事故の発生の可能性が高い。本件は債務者の返済能力を納税証明書等で確認する必要があったものと考え(平成17年度から入手している)。

4. 漁協系統信用秩序維持安定対策事業貸付金 (表番号6)

(1)趣旨

青森県信用漁業協同組合連合会 (以下、「信漁連」という) は、本県漁協系統信用事業の中心に位置するが、平成13年度に行われた農林水産省の検査の指摘を踏まえて資産内容を精査した結果、貸倒引当金の大幅な積み増しを余儀なくされ、自己資本比率が大きく低下するに至った。信漁連が国による業務停止命令の発出を避け、信用事業を維持継続するためには、同年度末までの短期間のうちに資本増強を行い、自己資本比率4%以上を確保することが必須であり、そのために漁協系統団体は信漁連の資本増強対策に取り組むこととなった。県は社団法人青森県漁協経営安定対策協会 (以下、「協会」という) が実施する信漁連の資本増強対策を支援するため、協会に対し漁協系統信用秩序維持安定対策事業資金利子補給費補助金の交付を行うこととし、本県の漁協系統信用秩序の維持安定を図り、もって本県水産業の振興に資するものである。

(2)事業の内容

①事業の実施

県は、信漁連の資本増強対策として、協会が金融機関からの借入金を信漁連に贈与し、当該借入金の償還財源を確保するために基金を造成した場合において、協会に対し、当該基金の原資とするための資金の貸付を行うとともに、当該借入金の利子の支払について補助金を交付することにより、当該借入金の元金及び利子の支払財源の一部を助成するものとする。

②助成額

県は、毎年度予算の範囲内において、協会が借入金の元金及び利子を支払う上で必要と認められる額の助成を行うものとする。

③助成期間

県の助成期間は、平成14年度から平成29年度までの16年間とする。

(3)助成方法

①貸付金

ア. 貸付けの方法

資金の貸付けは県が毎年度協会と金銭消費貸借契約を締結して行うが、協会は事前に当該年度の収支計画書を添付して借入申込を行う。

イ. 貸付期間

貸付の日からその日の属する会計年度の末日までとする。

ウ. 貸付利率
無利息とする。

エ. 貸付金の運用等

協会は、県から借り入れた資金を年1.87%以上の割合で運用するものとし、その運用益の全部を借入金の元金の償還財源に充当しなければならない。

オ. 貸付額

平成14年度から毎年45億円を貸付け、年度末に回収している。

平成17年度当初予算における貸付額も45億円である。

カ. 保証人

協会は理事を連帯保証人に立てなければならない。

②補助金

ア. 交付方法

毎年2回に分け概算払により交付する。

イ. 使用目的

全部を借入金の利子の支払財源に充当しなければならない。

ウ. 交付額

毎年度の補助金交付額は、借入金残高 (延滞額を除く。) について算出される1年間の利子相当額以内の額とする。

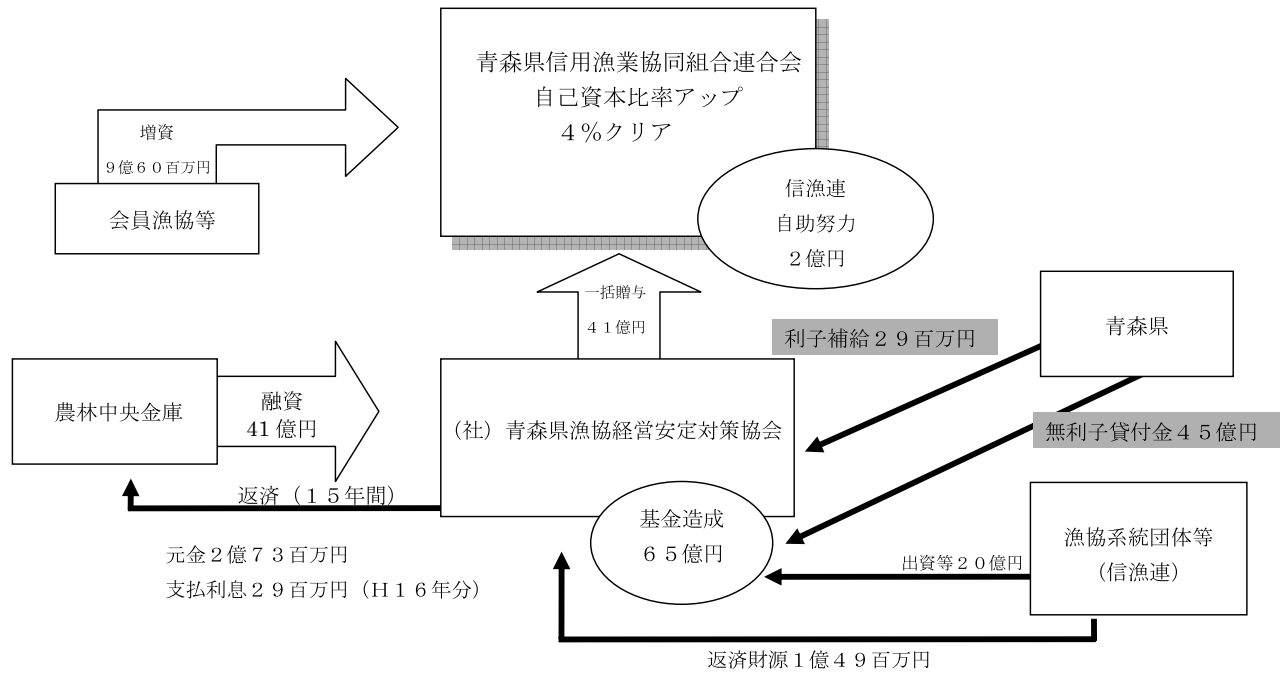
(4)特別会計

協会は、県の貸付金及び補助金については、特別会計を設け他の会計と区分して経理しなければならない。

(5)全体のスキーム概要

青森県45億円と漁協系統団体等20億円あわせ65億円の基金を協会に造成し、協会はこの基金で購入した有価証券等を担保に農林中央金庫から41億円 (年利率0.8%) の融資を受けた。融資を受けた41億円は信漁連へ一括贈与し、会員漁協の増資引き受けと合わせて信漁連の自己資本比率は4%をクリアした。協会は農林中金へ元金と利息を返済しなければならず、この返済財源に基金運用益と県の利子補給補助金、漁協系統団体等の負担金が充てられている。
スキーム概要図は次ページのとおりである。

青森県信用漁業協同組合連合会の資本増強支援体系図



143

(6)特別会計の16年度決算
青森県漁協経営安定対策協会の平成16年度の収支は下記のとおりである。

収入の部		金額	摘要
1. 借入金収入	借入金収入	4,500,000	青森県借入金
	短期借入金収入	4,500,000	農林中金一時借入
2. 預り金収入		0	
3. 負担金収入	系統団体負担金収入	145,400	系統5団体支援負担金
	漁協負担金収入	100,000	42漁協支援負担金
4. 補助金等収入	公共団体補助金収入	29,019	青森県補助金
5. 雑収入	受取利息	140,681	債券利息
	雑収入	110	預金利息
当期収入合計		9,315,100	
前期繰越収支差額		275,475	
収入合計		9,590,575	
支出の部		金額	摘要
1. 借入金返済支出	短期借入金返済支出	9,000,000	青森県、農林中金
	長期借入金返済支出	503,800	農林中金
2. 管理費	支払利息	28,766	農林中金
	租税公課	400	契約書印紙代
3. 特別預金支出		15,018	アモチ
当期支出合計		9,547,984	
当期収支差額		△232,884	
次期繰越収支差額		42,591	

また、協会の平成17年3月末の貸借対照表の概要は以下のとおりである。

資産の部		金額	摘要
信漁連普通預金		42,591	
信漁連有価証券積立預金		56,078	アモチ
有価証券		6,500,084	電力債等
資産合計		6,598,753	
負債の部		金額	摘要
短期借入金		4,500,000	農林中金一時借入
長期借入金		3,049,400	農林中金長期借入
預り金		2,000,000	信漁連基金
有価証券引当金		56,078	アモチ
負債の部合計		9,605,478	
正味財産		△3,006,725	
負債・正味財産合計		6,598,753	

年度末に県にいったん45億円を返済するため、一時的に農林中金から45億円の短期借入金を調達している。

144

(7)監査の結果
貸付金及び補助金の執行事務に問題は認められなかった。

(8)監査意見
社団法人青森県漁協経営安定対策協会(一般会計は、補助金収入 550 万円(青森県漁業環境保全協会より漁業振興対策助成金)と6会員(県漁連、信漁連、基金協会、漁船保険、漁業共済、漁港漁場協会)3賛助会員、(共水連、農林中金、水産振興会)の会費 27 万円、9 会員の負担金収入 430 万円)の 1 千万円を合併促進事業 150 万円、経営安定対策事業指導事業 48 万円、管理費 660 万円に使用したのになつてゐる。人件費は無く、県漁連への事務委託費 500 万円で運営されているものと推測される。

このように、公益事業らしい事業を行っていない社団法人に対してこのような巨額の県の貸付金と補助金を支出している状況は、県が信漁連に対して直接貸し付ける(又は補助する)ことができないために、この社団法人の特別会計を通じて信漁連を援助していることになる。法人個人を問わず個別の漁業者の経営破綻等を原因とした漁業協同組合の不良債権顕在化、法的破綻、それに連動した信漁連の不良債権顕在化、信用不安の増大や預金の取り付け騒ぎという負の連鎖を、この事業が断ち切つてゐることは評価できる。しかしながらその一方で、県民の負担で漁業界の信用秩序を維持しているものであり、単位漁協理事者責任や組合員責任を明確に追求し、県民に対して説明責任を履行するのが県の使命であると考ええる。

5. 青森県信用漁業協同組合連合会貸付金(表番号7)

(1)趣旨

中小漁業者の金融の円滑化を図るため、青森県信用漁業協同組合に対し、同組合の資金繰りの緩和に必要な資金を貸し付けるものである。

(2)経緯

①当貸付金は、昭和 33 年度に 10,000 千円を貸し付けて以来、10,000~20,000 千円の間で貸付が実施されてきた。

②昭和 48 年度に㈱青森県漁業公社が解散し、県の出資金 27,000 千円、配当金 3,636 千円及び公社からの寄付金 38,000 千円の合計 68,636 千円が県の収入になった。

③昭和 49 年度には、従来の貸付金 20,000 千円に上記収入 68,636 千円を加えた 88,636 千円の貸付を行い、以降毎年利子収入分を上積みした額を貸し付けてきた。

④昭和 58 年度においては、貸付額を 150,000 千円とし、以降この額を定額として平成 16 年度まで推移している。

(3)貸付条件

単年度貸付

金利：平成 16 年度は 0.026% (信漁連の 6 ヶ月以上大口定期預金金利)

(4)役割

中小漁業者は、近年魚価低迷、水産資源減少により非常に厳しい経営状況となつており、経営維持のための事業資金その他の経営資金及び漁業近代化資金等の制度資金を、所属する漁協から借入をしている。一方、信漁連は貯金残高、貸出金残高ともに金融機関としては非常に零細であり、また、組合員の経営悪化による固定化債権の増加により、資金繰りが懸念される状況にある。このような漁業者、信漁連双方の厳しい金融情勢の中で、この貸付金が漁業界の金融緩和に果たす役割は重要である。

(5)監査意見

前述の青森県漁協系統信用秩序安定対策貸付金(表番号6)、漁協系統信用秩序維持安定対策事業費資金利子補給補助(補助金の表番号 63)等による支援を受けて、青森県信用漁業協同組合連合会(以下、「信漁連」という)の財務状況は急速に改善し、最近では、別紙の通り、健全な民間金融機関と肩を並べるまでの自己資本比率を有する金融機関となつてゐる。

業務報告書において、「自己資本比率 12.70%と経営改善 5 年計画を 2 年繰り上げ達成しました。」と明記されているのが何よりの証左である。また、貯蓄推進活動の効果と貸出の伸び悩みの結果、預貸率は低調に推移しており、外国債券を含む債券を中心と

した余剰資金運用が積極的に行われている（期末の有価証券残高 101 億円）ように見受けられ、259 億円の預け金を合わせると手元流動性は極めて高水準にあると判断される。このような状況下にある信漁連に対して、資金繰り緩和の目的を謳って事実上長期間にわたって貸付を行っている現状に対しては疑問を持たずにはいられないのである。県担当者としても状況認識は同様であり、信漁連側には平成 18 年度までの貸付という方向性で通知しているところである。

私どもとしては、信漁連に新たな問題（例えば新たに巨額の不良債権の存在が判明したとか、満期保有目的で 39 億円も保有する外国債券の含み損 3 億 5 千万円が増えたなど）が生じた状況がなければ、平成 17 年度末で当該貸付金を打ち切ることが相当であると考ええる。

- （参考）
- ・ 信漁連貸借対照表の推移

（単位：百万円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
現金・預け金	21,690	24,778	26,787
有価証券	9,358	9,749	10,197
貸出金	20,636	18,931	17,826
その他資産	2,610	2,590	2,569
固定資産	531	516	487
外部出資	1,286	1,301	1,306
保証債務見返	196	156	120
貸倒引当金	△ 6,702	△ 6,716	△ 6,656
資産合計	49,605	51,303	52,636
貯金	47,418	49,130	50,385
代理業務勘定	0	0	7
その他負債	105	90	113
諸引当金	297	274	257
繰延税金負債	12	3	2
債務保証	196	156	120
負債合計	49,028	49,654	50,884
出資金	1,680	1,685	1,671
法定準備金	21	21	21
当期末処分剰余金	150	△ 57	65
株式等評価差額金	26	0	△ 5
資本合計	1,577	1,649	1,752
負債・資本合計	49,605	51,303	52,636

自己資本比率

11.55%

12.30%

12.70%

- ・ 信漁連不良債権の推移

（単位：百万円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
破綻先債権	5,206	5,124	5,082
延滞債権	2,775	2,265	2,212
3ヶ月以上延滞債権	1,322	102	81
貸出条件緩和債権	540	512	506
合計	9,843	8,003	7,881

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
般貸倒引当金	23	24	44
個別貸倒引当金	6,679	6,692	6,612
合計	6,702	6,716	6,656

- ・ 信漁連損益計算書の推移

（単位：百万円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
資金運用収益	740	660	266
その他	136	134	399
経常収益計	876	794	665
資金調達費用	147	132	101
事業管理費	533	516	546
その他	134	53	42
経常費用計	814	701	689
経常利益	63	94	50
特別利益	185	27	73
特別損失	35	27	0
特別損失	35	27	0
税引前当期利益	213	94	123
法人税等	1	1	1
当期利益	211	93	122
前期繰越利益	△ 361	△ 150	△ 57
当期末処分剰余金	△ 150	△ 57	65

6. 肉用牛開発公社清算円滑化事業貸付金 (表番号 13)

(1) 貸付金の概要

青森県公社等経営評価委員会の提言を受けて平成 14 年度に解散した社団法人青森県肉用牛開発公社 (以下「公社」と称す。) に対して、清算終了まで資金を貸付けけるもの。公社は保有する土地を売却、現金化して借入金を返済し清算が終了することになる。平成 15 年度の貸付額は 420,000 千円、平成 16 年度の貸付額は 376,900 千円、平成 17 年度貸付額予算は 376,900 千円である。

(2) 監査の結果

平成 17 年 3 月 31 日現在の公社の貸借対照表は以下のとおりである。

普通預金(注 1)	60,214,940 円	短期借入金(注 2)	376,900,000 円
土地	381,000,000 円	正味財産	64,314,940 円

(注 1) 普通預金は牛の売却によるものである。土地の売買で必要になる測量費、分筆費に充当される。

(注 2) 年度途中は県からの借入金であるが、単年度借入のため、期末にはいったん金融機関から借入を行う県へ返済することになる。

清算事務は畜産課が行っており、普通預金の通帳と印鑑は同課で管理している (通帳と印鑑については現物を実査した)。

(指摘事項)

決算日が 3 月 31 日にもかかわらず、平成 16 年度の清算人会が平成 17 年 3 月 30 日に開催されている。決算日以降に開催される必要がある。

(意見)

① 課内に多額の現預金を保有することは望ましいことではない。また、仮に保有するとしても通帳と印鑑は別保管とすべきである。

② 公社は保有土地による代物弁済を望んでいるが、県は第一に代物弁済のルールがないこと、第二に前例がないこと、を理由に難色を示していることであった。土地を全て売却し清算を結了するまでに必要となる経費は以下のとおりである。

清算人及び監事に対する人件費 (単年)	470 千円
売却に伴う土地測量費 (25 区画)	48,118 千円
支払利息 (単年)	20 千円

以下の理由により、代物弁済を認めて速やかに清算結了することが望まれる。

平成 16 年度末における公社の出資者は県、風間浦村、県畜産農協連合会、全農青森県本部の 4 者である (当初の 12 者のうち 8 者が過年度に脱退済)。風間浦村と県畜産農協連合会は平成 17 年度に脱退届けを提出済みであり、全農青森県本部は帳簿上公社に対する出資金を減損処理済とのことである。公社に対する債権者は県のみであり、清算事務及び資産管理は畜産課の職員が行なっていることを鑑みれば、公社と県 (畜産課) は既に一体であり、公社による財産処分に関与する理由はない。全農青森県本部に対して脱退を依頼し、速やかに清算するのが望ましい。

①で述べたように、課内に多額の現預金を保有することは非常にリスクが高い。また、公社の清算事務及び資産管理を県職員が行なうことは地方公務員法及び「公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に抵触する可能性もある。

県有地であれば、売却の際の土地の測量は県職員で対応の余地があり、土地売却に伴うコストの削減も期待できるなど、費用対効果をいらんで柔軟に対応することができる。現在公社が負担している人件費及び支払利息については結了が遅れるほど累積的に高くなっていく。民間的な発想ならば、収支の有利な形ですみやかに清算結了するであろう。

なお、代物弁済を行った場合の税務上の取扱いについては個別具体的なケースであるため税務当局への事前照会が必要であるが、以下の理由により課税問題は生じないものと考えられる。

ア. 公益法人の収益事業には該当しない。

イ. 公益法人には清算所得課税がない。

ウ. 一般的に、国または地方公共団体への寄附については法人税法上課税を行わない取扱いになっている。

7. 青い森農林振興公社貸付金 (表番号 17)

(1) 青い森農林振興公社の概要

青い森農林振興公社貸付金は、社団法人青い森農林振興公社 (以下、「公社」という。) の行う分収造林事業に係る貸付金である。

公社の行う分収造林事業は、事業費の全てを借入金と補助金で賄い、立木の伐採収入を土地所有者と公社で分け合っており、公社はそれによって借入金を返済するスキームとなっている。

社団法人青い森農林振興公社に関しては、平成 15 年度の包括外部監査のテーマとして選定し、分収造林事業の将来性、長期借入金の返済見込、分収林の時価評価の試算等を行い、事業開始当初と経済環境等が大きく変わったため、借入金に依存した現在の分収造林事業の将来性は極めて不安定であり、県からの借入金の一部については将来的に返済が出来なくなる可能性が極めて高い、という意見を述べた。

また、青森県公社等経営評価委員会では、平成 16 年 3 月には分収造林事業の県への移管を提言し、さらに平成 17 年 3 月には、県行造林への移行と、外部有識者を含めた検討委員会の開催を求めている。その結果、県は平成 17 年度に「青森県分収造林のあり方検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を立ち上げ、数度にわたり開催、中間報告書の取りまとめ作業に入っているところである。

よって、今回は、最近の公社分収造林事業の状況を質問し、検討委員会の審議内容を検討した。

(2) 貸付金の推移

青森県の貸付金の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
貸付額	635,583	615,050	550,334
償還額	6,139	3,464	14,541
貸付金残高	11,481,598	12,093,184	12,628,977

他方、公社決算書における分収造林事業に係る長期借入金の残高内訳は次のとおりである。

	平成 14 年度末	平成 15 年度末	平成 16 年度末
県長期借入金元金	11,481,598	12,093,184	12,628,977
県未払利息	7,276,494	7,275,039	7,272,364
青森県計	18,758,092	19,368,223	19,901,341
農林漁業金融公庫	13,538,707	13,611,490	13,660,863
長期借入金合計	32,296,799	32,979,713	33,562,204

両者を比べると、県の「財産に関する調査」には貸付金元金のみが記載されているが、公社では、県への未払利息を含めて長期借入金に計上していることがわかる。平成 14 年度以降、県から公社に対する新規貸付金は無利息となり、また、既往の貸付金に関しても平成 14 年 4 月 1 日以降分の利息を付さないこととなった。

青森県公社等経営評価委員会の提言を受けて平成 15 年度以降は分収造林事業の新規植栽を停止したが、農林漁業金融公庫の元利返済のために、公庫施業転換資金の利用、県からの借入金を充当しているため、公社の長期借入金は全体として減少せず、むしろ微増となっていることがわかる。

(3) 検討委員会の審議状況

検討委員会では、現状の方法による分収造林事業の継続は困難との認識の下に、3つの対策を示した。

第一案は公社分収造林事業を廃止し全面解約する方法であるが、契約者に対する道義的責任の問題や未整備森林の増加が見込まれ現実的ではない。第二案は、分収造林事業を継続し、県からの貸付金を補助金化する方法であるが、多額の補助金が必要となると、他の補助金とのバランスもあって採用しがたい。

第三案は、公社分収造林を廃止し、県行造林に移行し、県が主体となって経営していくという方法である。検討委員会では、この方法が最も妥当であるという認識で議論が進んでいる。

第三案によれば、県の貸付金に対しては立木による代物弁済を行い、公庫債務は県が継承することになる。

新たな県行造林の目標としては、「公益的機能の持続的発揮」、「地域社会への貢献」が掲げられている。

県行造林に移行した場合の新たな管理方法 (森林の機能的分類と持続的森林経営、分収方法の選択)、指定管理者制度の考え方を取り入れた新たな管理手法、分収割合の変更 (公社 6 : 土地所有者 4 を 7 : 3 や 8 : 2 へ変更すること)、国や農林漁業金融公庫への支援要請の継続、県民と森林のコミュニケーションをつかさどる森林経営等、検討委員会では多面的な議論が行われており、中間報告書の公表、パブリックコメントの募集、最終報告書の公表となる予定である。

(4) 監査意見

公社分収造林事業に対する国の支援は期待薄の状況と思われることから、検討委員会の結論に基づき、速やかに県行造林へ移行することを期待する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭